

福 生 福 第 1 4 1 4 号
2 0 1 6 年 (平成 2 8 年) 3 月 1 6 日

生活保護法指定介護機関 様

福山市福祉事務所長
(生 活 福 祉 課)

生活保護受給者に対する介護扶助の過誤の取扱いについて

平素より本市福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、生活保護法の介護扶助についてはこれまでも適正実施に努めてきたところですが、更なる適正実施を図るため、介護報酬支払について次のとおり取扱いますので、指定介護機関におかれましては、引続き御理解、御協力をいただきますよう御願いたします。

1. 概要

指定介護機関からの請求内容について福祉事務所の点検により請求誤り等を発見した場合、福祉事務所が公費負担者として「請求誤りによる実績取下げ」により過誤申立を行い請求を返戻するもの。

2. 開始時期

2 0 1 6 年 4 月 サービス提供分から

3. 対象項目

- (1) 本人負担金額相違
- (2) 公費受給者番号相違
- (3) 介護券未発券請求

4. スケジュール

請求月の翌月に点検を行い、必要に応じて対象事業所に連絡します。過誤に相当する内容と判断された場合は、翌月の通常過誤により保険者に過誤申立を行います。

<問い合わせ先>

福山市福祉事務所生活福祉課
電話：084-928-1066
担当：介護担当